

公立大学法人大分県立看護科学大学監事監査規程

平成18年 4月 1日
規程第 56 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第4項の規定に基づき、監事が行う公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）の業務の監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、法人の業務及び会計の執行状況について行う。

(監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 前項に規定する定期監査のうち、業務の監査は次条に定める監査計画に基づき毎事業年度に1回、会計の監査は4半期に1回及び事業年度決算時に行う。
- 3 第1項に規定する臨時監査は、特定の事項について監事が必要と認める場合に行う。

(監査計画)

第5条 監事は、毎事業年度当初に監査計画を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。

(理事会等への出席)

第6条 監事は、理事会、経営審議会、教育研究審議会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(監査の補助)

第7条 監事は、理事長の承認を得て、職員に監査に関する事務を補助させることができる。

- 2 前項に規定する職員は、監査業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監査の協力)

第8条 監事は、必要に応じ、役員及び職員に対して質問し、説明及び資料の提出を求めることができる。

- 2 役員及び職員は、監事（監査の事務補助に従事する職員を含む。）が行う監査に協力しなければならない。

(監査結果報告書の作成等)

第9条 監事は、監査終了後、1月以内に監査結果報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、監事は、必要があると認めるときは、意見を付すことができる。

(改善措置等)

第10条 理事長は、前条第2項の意見に基づき改善すべき事項があるときは、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に通知しなければならない。

(知事への意見の提出)

第11条 監事は、法第13条第9項の規定に基づき、大分県知事（以下「知事」という。）に意見を提出するときには、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

(監事に回覧する文書)

第12条 次に掲げる文書は、監事に回覧しなければならない。

- (1) 知事に対する認可又は承認の申請書その他の重要文書
- (2) 知事からの認可書、承認書その他の重要文書
- (3) 大分県地方独立行政法人評価委員会からの重要文書及び同委員会に提出する重要文書
- (4) 大分県監査委員に提出する重要文書
- (5) 前各号以外の官公庁から発せられた重要文書
- (6) 業務に関する重要な報告書その他の重要文書

(事故又は異例の事態の監事への報告)

第13条 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、関係職員は、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(補則)

第14条 監査の手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、理事長と協議の上、監事が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。